

平成 29 年 8 月 25 日

各 位

KISCO 株式会社

代表取締役社長 岸本 剛一

問合せ先責任者

取締役常務執行役員 小川 裕司

(TEL: 03-3663-0255)

特別調査委員会の調査報告に基づく再発防止策について

当社は、平成 29 年 8 月 14 日付で公表いたしました「特別調査委員会の報告書受領に関するお知らせ」に記載のとおり、当社が行う海外取引の一部（以下、当該取引といいます）に関し、外部専門家を交えた特別調査委員会より当該取引は架空取引に基づく資金循環と認められる、との報告をうけました。当社は特別調査委員会による原因分析と再発防止策の提言を真摯に受け止め、平成 29 年 8 月 14 日付で設置いたしました再発防止策検討委員会において再発防止のための具体的な施策について検討してまいりました結果、本年 29 年 8 月 18 日開催の取締役会において、下記のとおり再発防止策のための基本方針と具体的な取組体制について決議いたしましたので、お知らせいたします。

株主様をはじめ、お取引先および関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを深くお詫び申し上げますとともに、早急に再発防止体制を整備し対策を実施してまいりますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改善すべき課題の認識

当社は、平成 18 年 5 月 12 日開催の取締役会において決議し、平成 20 年 5 月 13 日開催の取締役会および平成 27 年 9 月 10 日開催の取締役会において一部改定した「業務の適正を確保するための体制」（以下、内部統制システムという）に基づき、それぞれの課題に取り組み、体制の整備に努めてまいりましたが、当該取引における損失を発生させるに至りました。

当社は、特別調査委員会からの報告書（以下、調査報告書といいます）の原因分析を踏まえ、損失を発生させた根本的な原因は、内部統制システムにおける、「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」および「財務報告の信頼性を確保するための体制」の不十分性、リスクに対する感度の低さ、そして監査部門ならびに管理部門の機能不足・機能不全、および広い意味での人的資源の不足にあったと認識しております。

2. 再発防止策の基本方針と体制整備

当社は、特別調査委員会から、「調査報告書」に記載のとおり、

- (1) 監査部門及び管理部門の機能拡充・権限強化
- (2) 管理の実効的な実施（特に取引開始時審査・与信管理）
- (3) 役職員への教育（帳合取引のリスク再認識・コンプライアンス意識の向上）
- (4) 当社として目指すべき会社の在り方（有価証券報告書提出会社であることの意義）の再検討

との、再発防止策のための提言をうけました。当社は同提言を真摯に受け止め、再発防止策の検討と実施にあたり、平成 29 年 8 月 18 日開催の取締役会において再発防止策の基本方針と取組体制の整備、および監査室の体制強化を決議いたしました。

具体的には、基本方針（1）～（4）に基づき次の計画を着実に実施してまいります。

- (1) 監査部門及び管理部門の機能拡充・権限強化
 - ①取引・リスク審査委員会設置、審査部新設
 - ②審査部への人的資源確保、監査室の人的資源強化
 - ③監査部門及び管理部門の役割（モニタリング等）の明確化
 - ④取引・リスク審査委員会による、外部の専門家の助言を含めた審査部独立性確認
 - ⑤外部の専門家との連携、リスク検知・管理能力の継続的教育の実施
- (2) 管理の実効的な実施（特に取引開始時審査・与信管理）
 - ①取引審査基準策定（取引属性分類と取引調査確認基準）
 - ②取引属性分類に応じた重点対応の実施
 - 1) 重点対応先の選定と審査部の取引先往査
 - 2) 与信額超過、回収遅延等発生時の対応厳格化
 - 3) 与信限度額の原則基準化
 - ③取引・リスク審査委員会による、外部の専門家の助言を含めた業務執行の適正確認
- (3) 役職員への教育（帳合取引のリスク再認識・コンプライアンス意識の向上）
 - ①定期的教育の頻度向上（法令順守、与信、取引形態、多様なリスク）
 - ②確認テストによる理解度測定実施
- (4) 当社として目指すべき会社の在り方（有価証券報告書提出会社であることの意義）の再検討
 - ①当社および当社グループの内部統制システムを含むガバナンス体制の整備
 - ②取引・リスク審査委員会を通じた外部の専門家の助言反映

3. 再発防止策のための取組み

(1) 取引・リスク審査委員会の設置について

知識と経験を有する外部の専門家から助言がなされる体制とし、後述の審査部審査記録（ログ）の定期的モニタリングにより審査部独立性と業務適正を担保します。

また、経営課題に上げられる一定条件に該当する個別投融資・取引案件につき、取締役会がより的確な判断を行うため、事前に十分な予備的検討をおこない、案件の適否を含め問題点、課題、必要な充足事項等を取りまとめ、案件に応じ取締役会あて意見の具申を行うことで取締役会の判断に知識と経験を有する外部の専門家の意見を反映いたします。

(2) 審査部の新設について

管理本部直属として新たに審査部を設置し、新規取引開始時および既存取引先に関し従来の与信管理に加えて取引審査（仕入・販売条件の確認、与信限度額の適正、法制面を含むコンプライアンスの観点等）を実施するとともに、法制面、コンプライアンス関連事項については社長室法務チームの協議を必要条件とします。また、審査部の取引審査判断は審議記録（ログ）に残し、取引・リスク審査委員会によるログ審査により、外部の専門家から助言を伴った審査部独立性と業務適正を担保します。

更に、管理の実効性を強化すべく取引審査基準（審査対象案件の取引属性分類と分類に応じた取引調査確認基準等）策定と取引審査対象案件の構成要件に関する調査を直接に行うと共に、取引の与信額超過、回収遅延等の発生時の対応管理も行います。

(3) 監査室の体制強化について

国内外のグループ会社増加および事業内容の広がりに対応し、往査頻度・往査内容の見直しを行うと共に、人員の増強を含め監査室の体制強化および監査機能、監査権限の見直しを行います。

なお、常勤監査役も監査役の立場から、再発防止策の実効的な実施に向けて、再発防止策の検討・実施状況および取引・リスク審査委員会、審査部の活動状況につき、定期的にモニタリングを行い、社長および取締役、取引・リスク審査委員会、審査部への助言等を行う予定です。

以上